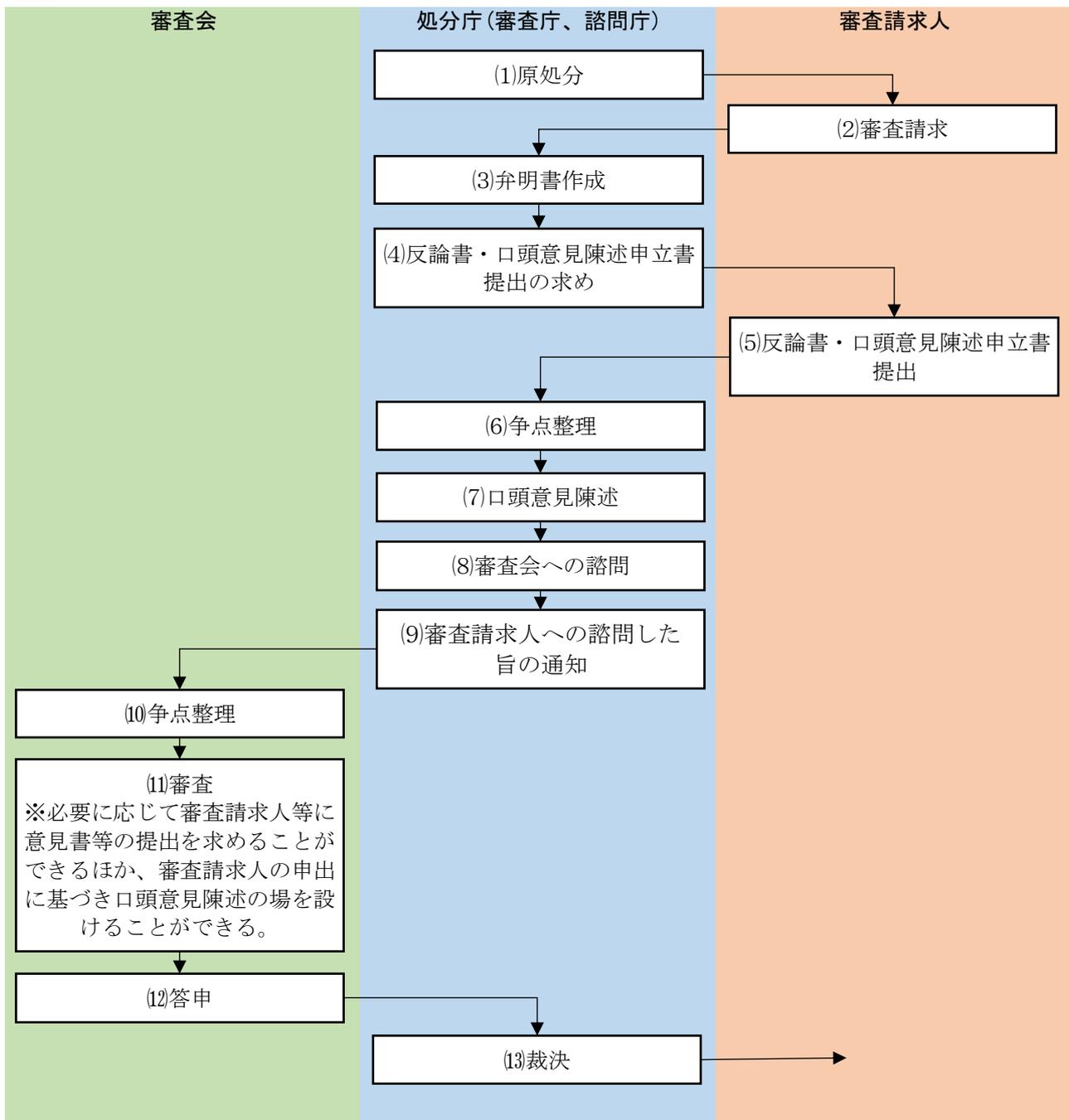


審査請求があった場合の事務の流れ



※ (4)及び(5)は、審査庁が争点の整理ができたと判断するまで繰り返す。

※ (11)では、争点及び各争点に関する当事者の主張から、原処分が、根拠となる法令等に基づき適正に実施されたかを会議の場で審査する。

裁判と同様に対審構造を採用しているため、基本的には当事者の主張を基に原処分の適法性について判断するが、審査会には調査権が認められているため、当事者の主張に疑義がある、審査庁の争点整理が妥当でない等の場合は、資料の提出を求める、適当と認める者に事実を陳述させる等の調査をすることができる。

なお、審査庁が行うもののほかに口頭意見陳述の希望があった場合は、会議の場で実施する。